

仕 様 書

1 業務名

令和7年度札幌市青少年育成大会運営業務

2 事業実施日

令和7年11月1日（土）午後1時30分から午後3時30分（開場午後1時）
札幌市教育文化会館 小ホール（中央区北1条西13丁目）

3 札幌市青少年育成大会の目的

日頃様々な分野で積極的に活動する青少年、団体、それを支える青少年育成者を顕彰するとともに、講演会を通じて青少年の健全育成について認識を深める。

4 契約期間

契約締結日から令和8年1月16日（金）まで

5 業務内容

令和7年度札幌市青少年育成大会（以下「大会」という。）の円滑な運営を行うため、以下の業務を行う。

(1) 進行管理業務

ア 契約締結後、契約締結日から事業報告書の提出までのスケジュールを作成し、委託者に報告すること。

契約締結後に委託者が提供する進行管理マニュアル及び進行台本（前回分）を参考に、委託者と事前に協議し今年度の進行管理マニュアル及び進行台本を作成し、最終校を令和7年10月24日（金）までに5部納品すること。

最低でも、下記のとおり人員の配置を行い、当該業務を円滑に進行できるよう実施すること。特に、ディレクター、ステージディレクターについては、類似のイベントにおいて管理・統括の経験がある者を配置すること。

- ・ ディレクター : 1名
- ・ アシスタントディレクター : 1名
- ・ ステージディレクター : 1名
- ・ ステージアシスタント : 2名
- ・ 受付スタッフ : 3名
- ・ サブスタッフ : 1名
- ・ 司会進行（司会者） : 1名（詳細は、5（4）を参照）

なお、表彰式のリハーサルについては、当日実施すること。

※ 準備段階や、製作物及び当日の運営について記録写真を撮り、事業報告時にデータを提出すること。

イ BGM

表彰にふさわしい音源を用意し、事前に委託者に確認すること。

※ 著作権フリーの音源を使用すること。

(2) 会場設営・撤去業務

委託者と事前に協議した会場等（会場・受付・来賓及び市関係者控室、講演者控室・ホワイエ）のレイアウトに基づき、会場設営を行うこと。また、備品については極力会場備品を使用すること。

大会終了後は、速やかに撤去を行い、会場施設管理者の確認を受けること。なお、会場使用料は、委託者が負担する。

(3) 会場設備担当との調整業務

進行確認、会場使用機材確認等の連絡調整を行うこと。

(4) 司会進行役の司会者の依頼及び調整業務

司会者については、受託者が手配し連絡調整を行うこと。司会者は、表彰式の司会進行経験がある者が望ましい。なお、司会者出演費に係る経費の支出については、受託者が負担すること。

(5) 講演者の出演調整業務

委託者の決定した講演者の出演に係る経費（講師料、往復交通費等：275,390 円）の支出について受託者が負担すること。講演者と連絡調整をし、当日、必要な会場の準備を行うほか、必要な移動の手配を行うこと。また、講演に必要なもの（パワーポイントを使用できるパソコン、ワイヤレスマウス、レーザーポインター、水差し、おしぼり、ホワイトボード、ペン等）、装花（15,000 円程度）及び講師の昼食（1,000 円程度）を用意すること。講演に使用する資料を当日のリハーサルで使えるよう事前に受理すること。

※ 往復航空券については、振替等が可能なものとする。

※ 往路では、講演者が指定する市内駅改札口で出迎えるなど、講演者が確実に大会会場入りするよう調整すること。復路では、講演者の希望に応じて市内駅まで講演者を見送ること。

※ 講演者の意向に沿うこと。

(6) 青少年育成大会周知用チラシ・ポスターの作成及び掲示

ア チラシ・ポスターデザイン（チラシ：A4 縦 1 枚カラー、ポスターA2 縦 1 枚カラー）の作成及び画像データの提出。

イ 仕様

・チラシ

仕様：A4 判 マットコート紙または再生マットコート紙 70k g 片面 4 色刷

印刷数：3,000 枚

納品日：別途委託者より指示（9 月下旬）

・ポスター

仕様：A2 判 コート紙または再生マットコート紙 135k g 片面 4 色刷

印刷数：50 枚

納品日：別途委託者より指示（9 月下旬）

ウ 校正

2 回（内校は必ず行うこと）

エ ポスターの掲示

地下鉄駅掲示板「札幌市からのお知らせ」25 箇所ポスターを掲示すること。なお、掲示にあたっては指定場所に掲示されているポスターを剥がして処分すること。

掲示日・掲示場所：別途委託者より指示（10 月上旬から中旬）

(7) 大会アンケートの作成・回収・集計業務

アンケートの内容については委託者が別途指示する。アンケートは委託者が確認後、印刷のうえ、来場者に配布する手提げ袋に入れること。アンケートは紙のほか、インターネットを併用すること。受託者は大会当日回収したアンケートの集計を行い、結果を事業報告書に反映すること。

集計データは、委託者にデータ（委託者が別途指定する URL にファイルを格納すること）で提出すること。

仕様：A4 判 再生紙 70k g 片面 1 色

印刷数：300 部

(8) 表彰状作成

内容：表彰状印刷（宛名含む） 3 種類

枚数：50 枚程度を予定（札幌市表彰用の賞状用紙【A3・白紙】については委託者が用意する）

納品日：10 月中旬（委託者の確認を必ず受けたうえで納品すること）

(9) 記念品作成

内容：写真立て（2 L サイズ、L サイズ各 1 枚を飾ることができるもの）

参考型番：ダブルフレーム（CTV-120）

個数：50 個程度を予定

納品日：10 月中旬（委託者の確認を必ず受けたうえで納品すること）

その他：「令和 7 年度 札幌市優良青少年及び青少年育成者表彰」の名入れをすること。各々包装し、熨斗に包むこと。

(10) 配布物の準備・配布

来場者に配布する、当日のプログラムや講演講師紹介、表彰者名を掲載したパンフレット（A4 判・2 頁・コート紙 110k g・両面 4 色刷・二つ折り予定・300 枚）を作成すること。作成後、印刷前に委託者の確認を受けること。また、委託者が作成した表彰者の功績調書（A4 判・10 頁程度・

上質紙 90 k g ・両面 1 色刷 ・ 300 枚）を印刷すること。

また、受託者は上記パンフレット及び功績調書のほか、委託者が用意する配布物（チラシ・ポケットティッシュ等）を手提げ袋に入れて準備すること（手提げ袋は委託者が用意する）。手提げ袋に準備した一式について、大会前日までに委託者の確認を受けること。

大会当日、受託者は用意した配布物一式を来場者に配布すること。

(11) 吊り看板等作成業務

下記仕様の看板を作成し、当日設置すること。また、看板等の内容については別途委託者より指示する。土台等については、会場備品を使用する。

吊り看板： 900 mm×5400 mm 1 枚 光沢紙（ロール紙） 4 色フルカラー（ステージ用）

立て看板： 1800 mm× 900 mm 1 枚 光沢紙（ロール紙） 4 色フルカラー（玄関用）

懸垂幕： 3000 mm× 700 mm 1 枚 光沢紙（ロール紙） 4 色フルカラー（講演ステージ用）

受付サイン： 600 mm× 300 mm 1 枚 光沢紙（ロール紙） 4 色フルカラー（受付用）

受付サイン： 600 mm× 300 mm 3 枚 光沢紙（ロール紙） 1 色（一般、受賞者、来賓）

※ 懸垂幕については、上下に 200 mm の予備を持たせること。（100mm の袋状）

(12) 席札及び控室等の案内表示作成

会場席札：210mm×297mm 程度（受賞者名、予備席、来賓席、関係者席）計 60 枚程度を背張り

案内表示：210mm×297mm（主催者控室、来賓控室、講師控室、子ども未来局控室）計 4 枚

(13) 記念撮影関係業務

受託者は、表彰受賞式参加者の集合写真の撮影及び印刷を行う。

写真サイズは 2 L サイズで、1 枚ずつ封筒に封入したものを必要枚数（※）プリントしたもの、及び電子データ（委託者が別途指定する URL にファイルを格納すること）にて、大会後 2 週間以内に納品すること。

なお、受託者は、撮影時の受賞者等の誘導を行うとともに、委託者が誘導・配置について指示する場合はこれに従うこと。

※開演前に集合写真を撮影するため、撮影者は当日 11 時までに開場入りすること。

※必要枚数は当日出席者の人数（来賓（最大 8 名）を含む。）及び当課保管分（1 部）。

6 事業報告

受託者は業務完了後すみやかに業務完了届を提出すること。また、事業報告書をデータ（委託者が別途指定する URL にファイルを格納すること）で提出するほか、電磁データを印刷したものを 2 部（製本は要さない）及び写真データを委託者に提出すること。

7 安全の確保

受託者は本業務遂行にあたって、常に安全の確保をしなければならない。また、発生した事故については、受託者が速やかに対応するとともに委託者へ報告をすること。

8 個人情報の保護について

事業の実施に当たっては、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理及び安全保護を図るため必要な措置を講じるとともに、個人情報保護に関する札幌市の施策に協力すること。

また、受託者は「個人情報取扱安全管理基準」に適合していることを「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」により提出するとともに、札幌市から個人情報の管理状況について実地検査を求められたときは速やかに応じること。

9 成果品に関する著作権等の取扱い

(1) 受託者は、委託者に対し、本業務の成果品に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

(2) 受託者は、本著作権に関する著作人格権を、委託者及び委託者が指定する第三者に対して行使

しないものとする。また、本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作権人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。

- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴え、その他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

10 注意事項

- (1) 業務遂行にあたっては、十分に委託者と打ち合わせを行うこと。また、疑義が生じた場合は委託者の指示を受けること。
- (2) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行にあたること。
- (3) 本業務の履行においては、委託者である札幌市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (4) この仕様に定めのない事項については、委託者・受託者協議の上、決定すること。